

国立大学法人京都大学教員就業特例規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(定年の特例)</p> <p>第8条 大学院法学研究科 <u>附属法政実務交流センター法科大学院準備部門教授</u> の定年は、就業規則第22条第1項第1号の規定にかかわらず、満70歳とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定年の特例)</p> <p>第8条 大学院法学研究科 <u>附属法政策共同研究センター政策実務教育支援セクション教授</u> (専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第5条第4項に規定する専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者に限る。) の定年は、就業規則第22条第1項第1号の規定にかかわらず、満70歳とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>